



## 戸籍・住民基本台帳実務家の機関誌

# 戸籍 基本 台帳

令和3年 8 第999号

全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会編

第9回 エビデンスは「共同」から安全へ、養育法制の目標の転換を支持している  
～英國司法省報告に関する文献レビューから～

弁護士 長谷川京子

### 1. 「離婚後共同」がDA／DV被害親子の安全を害するという現実

#### (1) 「親の関わり」推進がDA／DV被害親子を危害にさらすという構図

筆者は本年4月号（本誌95号11頁）「子どもと家族への安全危害から「離婚後共同」を見直し始める」で、面会裁判を中心に、英國司法省の「面会交流等離別後の子の養育に関する裁判の評価報告書～子どもと親の安全安心の観点から」（以下、司法省報告といふ）を紹介した。司法省報告は、多元的な実証的エビデンスに基づいて、現在の子どもの監護裁判の実態に切り込み、その法と司法が、別居親の関わりを推進することで、DA／DVの被害親子の安全を害するという構図を明らかにした。そこでは「離婚後共同」を導入し「親の関わり」を推進する法制のもとで、虐待が司法の承認を得て離別後も継続し、被害親子が危害から抜け出せないという現実が立体的に浮かび上がっている。

戸籍事務関係者のための家事事件概説・アラカルト  
第9回 エビデンスは「共同」から安全へ、養育法制の目標の転換を支持している～英國司法省報告に関する文献レビューから～

長谷川京子

15

オンラインシステム導入市区町村一覧

37

こせき相談室

42

戸籍小箱

36

コンピュータ記載例相談室

45

戸籍人展望

49

戸籍事務所めぐり

54

喫茶室

58

落葉

72

訓令・通達・回答

5479～5483

77

戸籍999（令3.8）

ている。それを支援するため、英国司法省は、エビデンスの照会に応じた個人・専門家・団体からの回答や、フォーカスグループでの討論のほかに、別途詳細な文献レビューを提供した。すなわち、司法省報告のテーマに沿って、関連する統計データ、英國と他のコモンロー法域で実施された研究を含む、既に公表された、信頼のおける最新の研究論文等、裁判事件記録の大規模な分析、インタビュー・フォーカスグループ・事例研究等を用いた質的研究などを、約40日間で、検索、収拾、吟味し、そのエッセンスを「家庭内虐待DAと子の養育に関する事件～文献レビュー」(Domestic abuse and private law children cases ~ A literature review ; 以下、文献レビューといふ)にまとめ、公表した(\*1)。

ここには、DAが離む離別後の子の監護に関する有害な神話を打破し、正確な理解を共有して、「親の関わり」推進に終止符を打つ大きな政策転換を科学的に基礎づける、最新の統計と研究知見が提供されている。日本とでは、もちろん、「親の関わり」推定規定、実務指針の定めのように、具体的な法律の定めは異なるけれど、家族神話に覆い隠されたDVの実態と被害親子への影響、養育への影響、加害親とのコンタクトの影響、司法の偏見やジェンダーバイアス、そして虐待の実態を知らない裁判官や専門家が陥りがちな傾向、それにより被害親子が受けける影響などは、法制度の違いを超えて妥当する。

そこで本稿では、子どもの利益を最優先する監護政策を考えるために、日本でも根強い、DAと離別後の監護に関する神話を取り上げつつ、この文献レビューから英國司法省がまとめ上げた実証的エビデンスを紹介して、思い込みを修正する機会を提供したい。初回は、DV（英國はDA）と加害親とのコンタクトが被害親子に及ぼす影響、2回目には監護裁判で保護されず虐待が継続するメカニズムについて、紹介することとした。

## 2. DA/DVは心理的打撃に向けて行なわれる

### —神話：「DA/DVの中心は身体暴力」

日本では、DVの攻撃を「身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃）で

あって生命又は身体に危害を及ぼすもの）またはこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」と定義し（DV防止法1条1項）、身体的損傷を強調しているために、「DVとはケガをさせるような身体暴力である」という誤解が根強い。

しかしDA/DVは力を用いてパートナーを支配するものである。相手は、意思と感情を備えた人間であるから、そのコントロールは心を支配することで可能になる。だから、DA/DVの攻撃形態は、「モラハラ」と呼ばれているもののように、身体暴力に限らないし、一回きりの行為ではなく、むしろ支配に向けた一連の行動パターンを取るものが多い。

虐待は、身体的・言語的・性的・情緒的・精神的・経済的その他のいかなる形態の攻撃でも、常に被害者的心にダメージをあたえ、被害者は心をくじかることで、抵抗したり逃げたりすることができなくなる。無力化が起こるのである。

英國は、こういう実態をとらえて、DAの形態に「威圧的行動」（coercive behaviour）と「支配的行動」（controlling behaviour）を加え、実務指針12J パラ3で次のように説明している。（＊以下は文献レビューからの引用）

### ■「威圧的行動」=被害者に危害を加え、罰し、恐怖させるために使われる、攻撃、脅し、辱め、威嚇その他の虐待行為またはその行動パターン

■「支配的行動」=人をその支援源から隔離し、自立、抵抗、離婚し、日々の自律的な行動に必要な手段を奪うことによって、その人を従属させもしくは依存するよう仕向ける行為またはその行動パターン

文献レビューは、威圧的支配の具体的形態と効果を次のように説明している。

威圧的支配は、身体暴力、威嚇、隔離、支配という4つの幅広い戦略を

組み合わせ、「持続的な行動パターン」を形成する (Coy, Perks, Scott, and Tweed Ale, 2012, p22)。身体暴力は、いつもあるいは限らないが、威圧的支配の加害者がほかの支配の方法を補強するために用いられる。そうすれば虐待者は頻繁に身体暴力に訴えなくて済むからである。……軽度の暴力を頻繁に用いる（ことも）、累積することで被害者には特に破壊的な影響をもたらす (McLeod, 2018; Myhill, 2017; Stark, 2007)。虐待者は、被害者を脅迫、監視、馬鹿にするなどして威嚇する (Home Office, 2015; Stark, 2007; Women's Aid, 2016)。隔離とは、被害を打ち明けさせず……助けや支援を得られないようにすることで、……女性の就労を妨げ、車や携帯を利用できないようにし、家族や友人との交流を禁止し、警察や医療に相談し支援を受けることができないようすることである。虐待者の戦略の中心にあるのは支配であり、女性の生活を細かく管理し、抵抗や逃亡を防ぐことで「女性を虐待者に従わせるための一連の戦略」が行われる (Stark, 2007, p271)。

虐待の威圧的・支配的な戦略は継続的・累積的な影響を持つから、身体暴力の合間に「通常の」家庭生活を想定することはできず、被害者に自律的な活動や意思決定の余地はない (Hunter, 2006; Stark, 2007)。

日本では、非身体的暴力を無視・軽視し、心理的支配を見ようとしない傾向は顕著である。しかし、2018年に目黒で、5歳女児が摂食制限と暴行など虐待の末衰弱死した事件は、世話をしていた母親が、虐待父の威圧的・支配的な行動パターンを受けて無力化していた例である。彼女は、虐待父から直接大きな身体暴力を受けたことはなかったけれども、コンビニ弁当一つを食べきったときに「女なのあり得ない」と辱められて以後虐待父の前ではご飯を半分しか食べなくなり、虐待父から「子育てができない」などと長時間「説教」という名の拷問を受け、服従を習慣にし、転居により支援源から隔離され、5歳女児への食事制限や暴行を止められなくなるほど支配された。母親を隔離し、蔑み、辱め、自信と自律を奪って無力化させれば、子

どもを守るという保護機能も奪われる。人間から思考し選択・行動する力を奪うことこそが「支配」であるから、身体暴力にだけ注目するのは的外れであり、威圧的・支配的行動こそ、DA/DVの核心をなす攻撃である。

**3. DA/DVは離別後も続き、面会等監護事件にはDA/DV事案が集中する一部**

日本でも離別でDVが終わるという誤解、離別後の子の監護事件ではDVは過去のことという誤解は根強い。そのため、面会交流事件において、裁判所は、DVの有無を顧慮しない。その結果、被害親子に恐怖と危害をもたらす加害親との面会交流をさせている。しかし—。

幅広い方法論と集団にわたる多くの統計と研究は、DAが離別以後に開始し、継続し、深刻さを増す可能性があることを明らかにしている。イングランドとウェールズにおける主要な定量的な調査の結果と評価は、私法上の子の事件において、DAの発生率が一般集団よりも高く、子の処遇及びコントラクトの事件でDAが主張されたり認定される割合は49%から62%に及ぶ。大半の事案で加害者とされたり証明されたのは父親であった（下線は筆者。以下同じ）。

#### 4. DA/DVによる子どもの被害は深刻である

—神話：「子どもの監護事件にDA/DVは無関係」

##### (1) 子どものDA/DV体験に関する法令の定め

日本でもDVにさらされた子どもへの有害な影響は研究され、児童が同居する家庭におけるDVは心理的虐待とされている（児童虐待防止法2条4号）。一方、英国は母に対するDAが子どもに有害であることを、成文法（児童法1989）および実務指針12]において次のように認めている。

・児童法1989年（第31条9項）：「〔有害〕とは虐待又は健康や発達を傷つけることを意味し、他者の虐待を見聞きすることで受ける傷を含む。」  
 ・実務指針12J パラ4：「子どもがDAを受けているか、両親の一方が他方に暴力を振るっているのを目撃しているか、DAが行われている家庭に住んでいるにかかわらず、（子どもが幼すぎて行為を認識できない場合であっても）、DAは、子どもにとって有害であり、かつ／または子どもを危険にさらす。DAが行わっている家庭に暮らす子どもたちは、身体的、心理的、精神的に直接的被害を受けることがある。また、DAによって両親のどちらかまたは両方の育児能力が損なわれている場合には、間接的にも被害を受ける。」

実務指針は、DAの子どもへの害として、子どもが直接こうむる害と並んで、DAにより子どもをケアする親が傷つき、その育児能力が損なわれるこにより子どもが受ける間接的被害をあげている。これは、子どもが大人のケアを受けて生存し発達する存在であることに基づく重要な視点である。

ところで、このように法令に書き込まれていても、子の監護事件では、DA/DVが子どもに有害であることがしばしば軽視される。日本の監護裁判では、「母へのDVは夫婦間の問題で、子の福祉とは無関係」と棚上げされたり、「DV被害を受けた母は子どもにそれを目撃させた、子どもに対しては母も加害者である」という詭弁で、母親を責め、DV暴露の子どもへの有害な影響の主張をけん制しようとする。こうして、監護裁判からDVを「減らし」、面会等裁判が、DVの子どもへの有害な影響により影響を受けないように事件を管理している。しかし、DA/DVの子どもへの害は次のとおり直接・間接に起こり長期化する深刻なものである（注2）。

- (2) その1—DA/DVの文脈で子どもへの直接虐待が起こる  
 —神話：「子どもと母は別人格、DA/DVと子ども虐待は別の問題」

● レビューした文献は、子どもたちが、相互に関連したり、併発する様々な方法により、DAに直接巻き込まれたり、DAから影響を受けていることを示している。多くの研究が、DAの文脈で、身体的、性的、感情的虐待が高い割合で発生し、子ども殺人のリスクが高いことを明らかにしている（●は「要約」からの引用、以下同じ）。

・DAのもとで、身体的、性的虐待を含む子どもへの虐待が多発している、DAと子どもの虐待を別々のカテゴリーとして考えることはできない（Callaghan et al., 2018; Radford and Hester, 2006; Radford et al., 2011; Harne, 2011; Holt et al., 2008; Stanley, 2011）。DAを経験した子どもたちは、DAの加害者から直接の身体的暴力や傷害を受けるリスクがより大きく、殺害されるリスクもより大きい（Callaghan et al., 2018; Coy et al., 2012; Coy, Scott, Tweedale and Perks, 2015; Harne, 2011; Holt et al., 2008; McLeod, 2018; Mullender, 2004; Rose and Barnes, 2008）。イングランドにおける深刻な子ども殺害レビューを概観すると、高度なDAが2／3の割合で認められた（Brandon et al., 2009; see also Rose and Barnes, 2008）。

・子どもは、暴力を止めるために介入しようととして被害を受ける（Mullender, 2004; Radford and Hester, 2006; Smith, 2018; Stanley, 2011）。加害者の母親虐待の戦略として、母親に苦痛を与えて支配するために傷つけられることもある（Harne, 2011; Holt et al., 2008; Radford and Hester, 2006）。子どもの情緒的虐待は、計画的にペットを傷つけたり、子どもの持ち物を壊したり、貶したり、あだ名で呼んだり、怖がらせたり脅したり、無視したりすることを含む（Harne, 2011）。

・子どもたちがDAを目撃・認識することは直接身体虐待を受けるよりも有害である（Callaghan, 2018）、虐待のある家庭で暮らす子どもの75～95%が虐待を見聞きし（Hughes, 1992, a US study; 戸籍999(令3.8)

McLeod, 2018; Morrison, 2009; Radford and Hester, 2006; Stanley, 2011), その場にいなくとも、「歪んだパートナー関係、コミュニケーション及び行為」に気づく (Sturge and Glaser, 2000, p619; see also Holt et al., 2008; Mullender, 2004)。

・子どもたちは、威圧的支配的な加害者から、母親をたたいたり侮辱したり、監視するよう促されて、母親への虐待に引き込まれることもある (Callaghan et al., 2018; Coy et al., 2012; Harne, 2011; McLeod, 2018; Morris, 2009; Mullender, 2004; Radford and Hester, 2006; Thiara and Gill, 2012)。

DV目撃を含む虐待が子どものこころの健康と発達を甚だしく害することは、脳の画像検査を用いた研究で、客観的に証明されている。特に、

DV目撃による脳のダメージにおいて、「言葉によるDV」を目撃してきた人が、身体的DVを目撃した人より大きく、「舌状回」の容積減少で6倍にも及んだことが知られている(注3)。これはDVの心理的攻撃の破壊的な威力を物語る。

### (3) その2—深刻で長期にわたる影響

#### —神話：「子どもにトラウマはない」

- 幅広い研究が、DAを経験する子どもたちが、身体的、心理的、行動面、発達上および情緒的な問題や障害、そしてトラウマを被り、それが成人後精神的、身体的な健康上の障害につながりうることを明らかにした。

・こうした子どもに植え付けられた恐怖心は、虐待的な家庭で暮らさなくなつてもしつこく、持続的に続き (Sturge and Glaser, 2000, p620)、暴力の予感によって、子どもたちの生活が予測不可能なことから生じる緊張感で満たされる。

・DAの影響は、成人後も、うつ病や自尊心の低下など精神的な健

康の困難、肥満や摂食障害などの身体的な健康上の問題、反社会的・犯罪的・暴力的な言動、アルコールや薬物の乱用、親密な關係や友人関係での困難などと関連している (Callaghan et al., 2018; Holt, et al., 2008; Radford and Hester, 2006; Smith, 2018; Stanley, 2011)。

● 質的研究は、威圧的支配のある生活が、成人の被害者/サバイバーニに対すると同じ累積的な影響を子どもに与え、子どもの情緒面と行動面での問題に寄与する可能性があることを明らかにした。威圧的な支配のことで生活する子どもの経験とその影響として一家族間の交流に織り込まれた家庭内の脅迫、威嚇、支配の雰囲気は、子どもにとって逃れることが難しく、子どもの生活は恐怖と暴力の予感に支配される (Harne, 2011; Stanley, 2011)。

### (4) その3—養育の質がケアする親へのDA/DVにより低下することによる間接被害

#### —神話：「片親の養育には監視が必要で有効」

養育する大人が外からの監視や攻撃に気を取られたら、子どもに向き合った良好な養育はできなくなる。しかし日本ではDVが母親の育児機能に与える影響に焦点を当てた研究は知らない。特に監護紛争において司法関係者の間では、「DVは夫婦の関係、親子の面会に持ち込むな」と被害母を寄せ、母親への虐待が母親の育児機能に与える影響は、監護決定の要因とは考えない。しかし、子どもにとって、危害から守られ、良質な養育を受けることは、生存と発達に関わる切実な利益である。この点、文献レビューは、次のような知見を紹介している。

- DAにおける被害者・サバイバーの育児経験を調査した研究は数多く存在し、虐待の継続が、女性の身体的・精神的な健康問題の原因となり、子どもとの関係に影響を与え、子育ての能力に悪影響を

与えることを明らかにしている。自尊心や自信の喪失など、威圧的に支配する虐待の影響は、特に無力化を招き、回復するのに何年もかかることがある。様々な質的研究によると、加害者は、子どもの前で女性を貶したり、批判したり、侮辱したり、子どもを母親への虐待に参加させようと促したり、母親が子どもと過ごす時間を妨げたりするなどの手段を用いて、意図的に母子関係を弱体化させたり、歪めたり、混乱させようと/or>する。レビューした文献によると、離別後に虐待が続くと、被害者・サバイバーは継続的な恐怖状態に陥り、女性が自信と子育ての能力を回復し、子どもの回復を支援する能力を大幅に阻害する可能性がある。ケアする大人、特に虐待を受けていない親とのサポート的な関係は、子どもにとって重要な保護要因であることが証明している。

以下、5つのポイントについて取り上げる。

### ① 母親の育児能力の毀損

- ・身体的暴力は、短期間あるいは長期間にわたって子どもの世話をできなくなるほど女性を傷つけることがあるものの、DAの心理的、精神的情緒的影響は、女性の養育能力をはるかに強力に傷つける可能性がある。DAは、うつ病、不安神経症、自殺行為、自傷行為、PTSD、薬物・アルコールの乱用を含む多くの健康問題の原因となり、威圧的・支配的虐待は特に無力化を招き、克服するのに何年もかかることがある。
- ・DAの被害者・サバイバーへのこれらの影響は、彼女らの子育てに重大な影響を与える。Stanley(2011)の文献調査では、母親の心理状態が育児の鍵を握っており、DVの経験によって落ち込んだり、トラウマになったりした女性は、子育てがより非効率になると報告されている。

に関わる。子どもからの信号を養育者が敏感に受け止め、そのニーズを汲んで反応する、そういうやり取りを通じて、子どもは安心と信頼を得て、生命活動を活発にし発達することができる。そういう柔軟で、敏感、安定した育児は、養育者に心身のゆとりと自身の感受性や判断への自信がないと難しい。その意味で母親の心理的ダメージは養育の質の低下に直結する。

### ② 母子関係へ向けた攻撃

- ・加害者の主なターゲットの一つは母子関係である。文献は、加害者が意図的に母子関係を弱体化し、歪め、混乱させ、子どもを母親に反発させて、家族内で母親を孤立させるよう自分との同盟関係に子どもを感情的に引き込むことで、家族内の権力と支配を獲得することを明らかにした(Coy et al., 2012; Katz, 2016; McLeod, 2018; Radford and Hester, 2006; Stanley, 2011; Sturge and Glaser, 2000; Thiara and Gil, 2012; Thiara and Humphreys, 2017)。
- ・女性は貶められたり屈辱を受けたりしたことを内在化し、自尊心の低下や自信のなさ、親としての失敗感に苦しむことになる(Stanley, 2011; Thiara and Humphreys, 2017)。子育てへの自信に最も大きな影響を与えたのは、「特に、女性が子育てを後押しするための助けやサポートをその関係外に得られない状況で……父親が母親と子どもの関係を意図的に攻撃すること」であった(Radford, L. and Hester, M. (2006) p28)。
- ・虐待者は、母親が子どもと一緒に時間を過ごしたり、子どもに気を配ったりすることを妨げることもある(Katz, 2016; Radford and Hester, 2006; Thiara and Humphreys, 2017)『ママが私に注意を向けているときに、パパがママに自分のところに来るよう言うので、ママが私を一人で遊ばせてパパのところに行かなくてはならないことが何度もあった』(Shannon, 10歳)(Katz, 2016, p52)。

母親の育児能力を強力に傷つけるのは身体的なケガより、むしろ、心理的・精神的・情緒的影響である。子どもの心身の発達は、養育の質に大きい

このようにDA/DV加害者の攻撃は、日常生活の隅々にまで入り込んで、母親の自律を奪い、子どもとの関係を妨げ、適切な育児を遂行するための自信を奪い、子どもの愛着形成をそこなっていく。これをDA/DV攻撃であると認識できなければ、有害なDA/DVから子どもは守れない。

### ③ 「不在の存在」 という心理的影響

- Thiara and Humphreys (2017) は、DAが母親に与える影響の重要な側面として、別居後の加害者の「不在の存在」を強調している。これは、女性が自信や子育てのスキルを失い、子どもとの関係が損なわることが「すべて密接に関連しており、女性にとって別居前後の連續性の一部を形成している」(同書, p141)ことを意味し、このようにして、加害者は別居後も女性と子どもの生活の中に存在する。このような弱体化戦略が母親と子どもの関係に与える悪影響が、別居後にも継続する可能性がある。

心理的支配は離別しても当然には終わらない。加害者の価値観に縛られてきた被害者が加害者と離れてなお「あの人を見たらなんと言うだろ」と考えてしまう、その想像の結果に身震いしてしまうという残像はなかなか消えない。それが、被害親にも子どもにも起ころ。

### ④ 痞瘍親の保護機能の支援こそ重要

- レビューした文献では、DAの状況下で生きる子どもにとって、虐待しない方の親との関係こそが、最も効果的な保護支援の源泉であると強調されている。そのため別居前から別居後にかけて、虐待しない方の親の子育ての役割を支援することが、母子を保護する最も効果的な方法であることが多い (McLeod, 2018)。

### ⑤ DA/DV被害を受けた養育親の回復・再建の鍵は安全

- 虐待を行うパートナーとの別居後、母親が生活を立て直し、身体的情緒的、精神的な健康、自信、子育て能力を回復し、子どもの回復を支えることを可能にする最も重要な鍵は、さらなる虐待を受けないとである (Harrison, 2008; Holt et al., 2008)。継続的な虐待はその回復を大幅に妨げる (Davies, Ford-Gilboe and Hammerton, 2009, カナダの研究)。

- しかし、数多くの研究により、別居後何年も続く典型的な虐待の形態、例えば、身体的暴力と性的暴行 (多くの場合、子どもが目撲している); 暴力の脅し; 言葉の暴力; 物品の損傷や破壊; ストーカー行為、過剰な電話、メール、テキストメッセージなどによる嫌がらせ; 女性の自宅への侵入; 警察やソーシャルサービス、女性の勤務先などに恶意のある申し立てをする; 子どもを誘拐すると脅したり、実際に誘拐する行為; 経済的虐待など。

- 虐待者への継続的な恐怖と脆弱性は、女性の精神的能力を枯渇させ、子どもに対するエネルギーを低下させ、女性が子育て能力を取り戻すことには影響を与える要因であることが多くの文献で明らかにされた (Coy et al., 2015年, Holt, 2017年, Thiara and Gill, 2012年, Thiara and Humphreys, 2017年)。
- 同様に、Holt (2017) のアイルランドでの研究では、過去の虐待と継続的な虐待が女性の子育てと子どもとの関係に及ぼす複合的な影響を調査している。DAに長期的にさらされ、その後も継続的に虐待を受けていると、女性の子育て能力やその結果としての母子関係に影響を

一方の親が虐待親なら、虐待しない方の親 (DA被害親であることが多い) にこそ、子どもを保護する役割が期待される。子どもの回復と発達のために、子どもを世話を被害親の支援こそ重要で、司法が介入して虐待継続を招くことがあってはならない。

- 与え、Holt (2017) が指摘する「別居後の母親育児のパラドックス」—「にっこもさつちもいかない」というような感覚—という状況につながるとしている(同書, p2059)。
- Holt (2017) は、児童福祉の実践者は、別居後の父親のレトリックではなく現実に目を向けることで、虐待する男性が母子関係に落とし続いている「影」を認識する必要があり、「父親が不在であっても、父親による継続的な虐待は、彼女の子育て能力と母子関係を脅かし続ける可能性がある」と結論づけている(同書, p2062)。

##### (5) DA/DV加害親の子育てはどういうものか?

では、DA加害者はどんな子育てをするのだろうか。どんな考え方で子どもに関わるのだろうか。DA加害をした父親からの面会や潜在の求めに対し、彼らが子どもにどうかかわるかを知ることは、子どもの安全を守るうえで不可欠である。

###### ① DA/DVを行う父親の育児実践を調査した研究

研究は、彼らの子育てが、身体的、情緒的虐待やネグレクトを含み、子どもたちに直接の危害をもたらしうることを明らかにした(Bancroft et al., 2012; Holden and Ritchie, 1991; Holt, 2013; Harne, 2011; Radford, Sayer and AMICA, 1999)。

- ・加害者の養育スタイルは予測可能性がなく、日によって変わる。
- ・多くの加害者は、狭量で、権威的な養育スタイルをとり、柔軟性がなく融通が利かず、大変支配的で子どもに服従を要求し、指示を言いつける。
- ・虐待父は一般に虐待しない父親に比べて子どもの世話には関わらない。一方、Harne (2011) は、一部の虐待父は、他の調査で分かったよりたくさんの量の子どもの世話をしていたことを明らかにした。
- ・暴力的な父親による直接育児は、特に父親が一人で育児をしている

- 場合、子どもが致命的な被害を受けるリスクがある状況にあった。
- ・虐待する父親は、睡眠、運動、会話や遊びを奪ったり、不適切な行動を意図的に促したりすることで、幼い子どもの基本的な身体的・精神的福祉のニーズを無視し、怠っていた。
  - ・虐待する父親は、自分のニーズを子どもに満たしてもらう権利があるという意識を持ち、自分はそれに報いることはないが、子どもが自分を思いやり、自分のニーズに応えてくれることを期待していた。これは彼らが子どもを「感情的所有物」と見なしている事を反映している。

DA/DV加害者の育児は、子どもに直接危害をもたらす。このような虐待的育児の大半は客観記述が残らないが、被害は大きい。DV事案で、同居中子どもに关心を払わず、世話をすることもない加害父が、離別後、面会、特に宿泊面会を執拗に求めたり、「共同養育」を求めてきたときに、被害母が不審・不安に感じるのは、上記のようにその要求が加害父の身勝手な期待に出ていて、彼の育児が子どもを害する結果を懸念するからである。

## ② DA／DV父の加害に対する認識・コンタクトに関する考え方

・DAの加害者である父親への最初で最大のインタビュー調査 (Horne 2011)によると、調査に参加した父親は、……自分の暴力を部分的に否定したり、矮小化する傾向があった。

・父親のコンタクトに対する考え方は、彼らの、子どもを法的に所有しているという感覚を表している—「俺と子どもの間には誰も入ってこない。なぜなら彼らは私のものだからだ」など。……父親の子どもへの愛情が、自分の責任かもしれない暴力や虐待を帳消しにし、子どもとのコンタクトを正当化すると考える父親……、子どもが自分とのコンタクトを嫌がるのは、自分の行動の結果だと認識するのではなく、母親の不当な影響力が原因だと説明する父親もいた。母親への暴力が子どもたちに影響を与える可能性があることや、父親としての自分のありように関係があることを認める父親はほとんどいなかつた。

## 5. DA／DV加害父とのコンタクトに関する親と子どもの経験

—神話：「父の愛情を受け子の自尊感情が高まる」、「良好な父子関係が形成される」／「母はDA／DVを理由にコンタクトに敵対する」／「子どものNoは母のNo」

DA／DV加害父とのコンタクトは、被害母と子にとってどんな体験なのだろう。加害親のリスクはコンタクトの場ではどう現れるのだろう。コンタクトをめぐる神話とは裏腹に、調査研究は、コンタクトの、被害親子に過酷な現実を明らかにしている。

### (1) 加害父とのコンタクトが内包する危害リスク—母親への危害

● 子どものコンタクトは、殺人を含む、母親へのより深刻な虐待を

継続するための重要な場であることが多くの研究で強調されている。子どもたちは、コンタクトの間、母親への身体的、心理的、性的な虐待や威圧的な支配にさらされ得る。さらに、コンタクトは、加害者が母親を貶めるための場として利用され得る。例えば、子どもの前で母親を貶めるために向かって批判したり、誹謗中傷したり、貶したり、子どもを使って、虐待や脅迫のメッセージを母親に伝えたり、子どもを握って母親の情報を提供させたりすることがある。

・暴力は、母親がコンタクトの際の「引き渡し」のために父親と対面した場合や、非常に幼い子どもと父親のコンタクトを監督する場合に最も起こりやすい (McLeod, 2018)。Radford and Hester (2006) のコンタクト研究では94%の女性が、AMICAの研究では92%の女性が、コンタクトの手配の結果として虐待を受けていたが、これは父親がコンタクトを利用して母親と子どもの居場所を突き止め、母親がコンタクトを監督したり、子どもをコンタクトに送迎したことで起こっていた。Coyら (2012) のインタビューを受けたほとんどの女性が身の危険を感じ、引き渡しの際に家族や友人に頼っていた。

・母親たちはまた、父親が権力や支配力を取り戻し、自分たちの生活に再び入ってこようとする手段としてのコンタクトを経験している (Coy et al., 2012)。

### (2) 子どもへの危害

● 質的研究を中心とした幅広い研究によると、DA加害親と子どもが継続的に関わることで、支配的で、見下すような、いじめのような関係が維持され、子どもが身体的、性的、感情的に虐待されたり、ネグレクトされたり、拉致されたり、母親の虐待を目撃したり、母親の虐待に協力させられたり、最悪の場合、子どもが殺されたりするリスクがあることがわかっている。

- ・子どもとの定期的なコンタクトは、暴力的な父親の子育てを改善する助けにはならない (Horne2011)。

● 別居後のコンタクトが継続的DAの場となっている場合、子どもへの影響や結果が最も悪くなることがわかつている。 (Cafcass and Women's Aid (2017), Harne (2011), Harrison (2008), Holt (2018), Radford and Hester (2006), Stanley (2011), Thiara and Harrison (2016))。子どもたちは、攻撃性、引きこもり、不適切な性行動、PTSD症状、自殺行為、発語の遅れ、失禁、悪夢、脱毛や皮膚障害などの身体的症状を示すことがある。

● 子どもは安全な環境にいることでDAの影響から回復することができるものの、虐待親との継続的なコンタクトは、子どもが回復し、回復を維持する可能性を妨げる (Katz, 2016)。

### (3) コンタクトへの被害母の姿勢—面会に敵対しない

- ・レビューアした研究によると、大多数の女性は、例え夫婦関係において暴力や虐待を経験した人であっても、別居後の子どもと父親のコンタクトを支持し、コンタクトが実現するように多大な努力をしている (Coy et al., 2012; Fortin, Hunt and Scanlan, 2012; Horne, 2011; Holt, 2017; Morrison, 2015; Radford and Hester, 2006; Thiara and Gill, 2012)。しかし、多くの女性にとってそれは結局自分の安全を犠牲にすることであり、虐待の継続、再開、エスカレートにつながり、その結果としてコンタクトの取り決めが破綻することがわかつた (Coy et al., 2012; Thiara and Gill, 2012)。Holt (2017) の調査に参加した母親たちにとって、子どもたちと虐待的な父親との関係を促進するために費やした精神的、身体的な労力が、特に苦痛で困難なものであり、3分の2以上の母親にとって、コンタクトが虐待の継続につながった。

DA/DV被害母は当初は加害親とのコンタクトに積極的であるが、コンタクトが内包する危害ゆえに破綻するというのである。日本でも同様の事例はよく見られる。面会交流が実施できないのは、被害母が敵対的だからではなく、DV加害者の面会が母子への危害を孕むからである。

### (4) 加害父とのコンタクトへの子どもの意見—子どもには独自の意見がある

- 質的・量的調査の結果、DA加害者である父親とのコンタクトについて、子どもたちの感情や見解は幅広く、複数の研究では、子どもたちが葛藤を抱え、非常に多様で複雑でアンビバレン特な感情や見解を持つことが明らかになった (Aris and Harrison, 2007; Cafcass and Women's Aid 2017; Callaghan et al. 2018; Fortin et al. 2012; Horne, 2011; Holt, 2015 (an Irish study); Morrison, 2009, 2016; Radford et al., 2011; Stanley, 2011; Thiara and Gill, 2012; Thiara and Harrison, 2016; Trinder et al., 2013)。
- ・父親を恐れている子ども、また、父親との間に愛情の絆がなかったり、コンタクトの質が低かたり、週末のコンタクトで父親にすぐ「うんざり」されてしまう子ども達からは、コンタクトに対する否定的な意見が述べられた (Horne, 2011; Morrison, 2009; Thiara and Gill, 2012)。
- ・Morrison (2009) がインタビューした子どもたちが報告した最も強い感情は「恐怖」であり、それが父親に対する感情の大部を占めており、DAはコンタクトの中心的な懸念事項であった。
- レビューした研究では、父親との関係を望んでいる子どもを含め、ほぼすべての子どもにとっての優先事項は、自分自身や母親、その他の家族にとっての安全であることが明らかになった (Horne, 2011; Morrison, 2009; Radford et al.)。
- ・英国で初めて威圧的・支配的な虐待を行った父親とのコンタクトに対する子どもの見解と認識を探ったCallaghanら (2018) によると、

研究に参加した子どもや若者が、父親が支配力を行使しようとしていることを強く認識しており、別居後のコンタクトの一部は、混乱させ、支配し、操作しようとする意図的な試みであると説明した。研究者たちは、非同居親が子どもに継続的かつ積極的に関わるための条件は、両親の別居前に既に定められていたことを明らかにした。DVや自分自身への虐待、深刻な福祉上の懸念があつた回答者のコンタクト体験は一般的に非常に悪く、ほとんどすべてのケースで回答者が自身がコンタクトを終了するか一時停止することを選択した。

- ・同居親がコンタクトを妨げる、または子どもと非同居親との関係を悪化させようとしたと報告する回答者は極めて稀であった。同居親が正当な理由なくそのような行為をしたという回答は、さらに稀であった。回答者の62%は、コンタクトが全く行われない、或いは定期的に行われない責任は非同居親にあるとしており、……虐待的な親子関係など絶対にコンタクトを行ってはならない状況があること、子どもの意思に反してコンタクトの継続を強制してはならないこと、コンタクトしない方が悪いコンタクトよりも良いことについては、圧倒的な同意が得られた。

なかつた責任は別居親にあると考えているという事実は、重要である。司法関係者は、「片親引き離し」など非科学的な言説に乗って、同居の母親を面会交流を妨げる敵対者とみなすが、子どもたちの経験に照らしてそのような事実がないこと、むしろ、面会が実施できない責任は別居親にあると考える者が多かったことは、面会裁判をめぐる関係者への裁判所の認識枠組みの問い合わせを迫るものである。

## 6. 離婚後共同法制の帰結とエビデンス

離婚後共同の先進国は、別居親の関わりが子の福祉に適うという、会いたい親のレトリックを現実と混同し、コンタクト実現のために、子どもと同居親の安全を軽視した。監護裁判では、安全懸念を訴えてコンタクトに抵抗する同居親を「敵対的な親」とラベリングして司法がこれを敵視し、「会いたくない」という子どもの声を「片親引き離し」「同居親の影響」と決めつけ、DAの被害親子の声を敵視・排除して、虐待加害者に軍配を上げる過ちを犯した。家庭内虐待の実態への無知と無理解、父親の虐待を訴える母親に対する深い猜疑と嫌悪いでた家族神話は、司法手続きを闇で閉ざし、サバイブしようともがく被害母子の姿を見えなくする。しかし、国家・司法は、成人男性だけでなく、女性・子どもの人権や福祉も守る責任がある。安全に生きる、被害から回復するという基本的な権利を司法が介入して蹂躪する失敗を改めるためには、被害親子からさらなる加害を遠ざけ、その健康や生活の改善を促し、被害親の子の保護機能の回復を支援する方向にはっきり進路を切り替えるべきである。そのことを、文献レビューの分厚い研究知見は告げている。

多様な父子関係の質は、離別後の面会交流に引き継がれる。だから面会した子どもたちの感情や見解は幅広く、多様複雑であり、面会実施者が繰り返す「父親の愛情を感じる」とか「アイデンティティ」が形成されるなどという一面的・表層的なものではない。もしろ、子どもたちが強い感情として「恐怖」を上げ、自分と家族の安全を優先事項としてあげたことは、幅広い感情の中でも、安全に關し鋭敏な感覚を抱いている事實を示している。それゆえ子どもたちは「父親の支配力行使」を感じ取り、コンタクトが混乱・支配・操作の意図的な試みに用いられていると認識しているように、威圧的支配に敏感である。

なお、子どもたちの体験としても、同居親が被同居親との関係を悪化させようとしたという報告は極めてまれで、6割の回答者が面会交流ができ

(注1) [https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/895175/domestic-abuse-private-law-children-cases-literature-review.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/895175/domestic-abuse-private-law-children-cases-literature-review.pdf) 〈2021. 8. 2 確認〉

(注2) 文献レビュー引用中の出典は、(注1) のサイトにある p 128～にまとめられている。

(注3) 友田明美他「虐待が脳を変える—脳科学者からのメッセージ」(新曜社、2018) p 136